

**秋田市都市計画公園見直しガイドライン（素案）に対する  
意見募集（パブリックコメント）の意見と対応**

期 間 令和4年7月22日（金）から同年8月22日（月）まで  
提出者 8人  
意見数 15件

| 提出者 | 意見番号 | 意見の要旨   | 市の考え・対応  |
|-----|------|---|--|
| 1   | 1    | <p>見直しガイドライン全般に関して見直しガイドライン案に賛成します。</p> <p>昨今、人口減少・景気低迷による予算状況の変化、そして社会的ニーズの変化により、当初の計画通りに行かなくなるのはやむを得ないことと考えます。</p> <p>見直しをして廃止せざるを得ない公園は廃止して、存続する公園に集約することは必要です。</p> <p>ただし、ただ集約するだけではなく、従来の公園の目的に加えて、新たに何か近未来的な付加価値を上乗せしてもよいのではないのでしょうか。その付加価値により、従来よりは人が集まるようになり、近隣に経済的波及効果も生み出せます。その効果がその公園単発で終わるのではなく、すべての公園にリンクできるような工夫も必要です。こうすることにより、多少初期費用がかかっても、経済的に活性化できれば回りまわってペイは可能になります。</p> <p>ところで肝腎の付加価値は具体的に何かと問われれば、一生懸命考えてみたのですが、私としては良い案は出て来ませんでした。</p> <p>この点は専門の方、又は市民に意見を出してもらって検討してみたらよいのではないのでしょうか。希望としては全国初を秋田市が創出されてはいかがでしょうか。</p> | <p>賛同いただけるご意見として承りました。</p> <p>新たな付加価値の上乗せについては、今後の参考とさせていただきます。</p>  |
| 2   | 2    | <p>評価の配点について、防災機能は他の項目より配点を高くしてもよいのではないか。</p>   | <p>都市公園の役割として、都市の安全性を向上させる「防災機能」のほか、良好な都市環境を提供する「環境機能」、豊かな地域づくりに資する「景観機能」、市民の活動の場・憩いの場を形成する「レクリエーション機能」があげられます。都市計画公園の見直しにあたっては、これらの役割について総合的に評価してまいります。</p> |
| 3   | 3    | <p>評価の基準について、財源の実情から、公園の新規整備に難色を示していることから、今までおおがかりな工事への着手が不可能だったことは存じております。</p> <p>少子高齢化、人口減少問題にかこつけ、存続が危ぶまれ、仮に「廃止」と評価される公園に、果たして魅力があるのかは疑わしく、また再度の見直し対象となる公園というのは少なく、不誘・既重複率の評価のありかたから諦観が汲み取られます。テーマパークではないのですから、市単独ではなく地域の方々と話し合ったうえで、理解を得られるのであれば、廃止はやむを得ないと思います、あくまで個人の意見です。</p>  | <p>見直し対象となる都市計画公園については、ガイドラインに基づき、意見募集（パブリックコメント）の実施や説明会の開催等により、地域の方々と合意形成を図りながら、見直しを進めてまいります。</p>   |

| 提出者 | 意見番号 | 意見の要旨  | 市の考え・対応  |
|-----|------|--|--|
| 4   | 4    | <p>① ガイドラインの策定及び実行については、以下の理由によりおおいに賛成である。<br/>概要版資料より</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・住民一人当たりの都市公園面積は、標準の二倍以上と充足している状況であり、また幸いにも自然に恵まれている本市においては自然と触れ合う機会や場が公園以外にもたくさんあるので、これ以上は必要ないと思われ、計画の見直しをすべきである。</li> <li>・公園の維持管理に多額の費用がかかるため、計画の見直しをすべきである。</li> <li>・長期にわたる土地利用制限は、地権者の皆さんがあまりにも気の毒であり、早期の見直し、そして結論を出すべきである。</li> </ul> | 賛同いただけるご意見として承りました。  |
|     | 5    | <p>② 1,000㎡未満の小さな街区公園は、廃止、すなわち着手しないと決めたほうが良いと思う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・少子高齢化の進展により、公園は、今後ますます利用者の減少がすすむと思われる。</li> <li>・小さな公園では、2、3個の遊具を設置するのが精一杯であり、憩いの場や思いっきり走り回る等遊びの場としても、あまり公園としての役割を果たせない。</li> <li>・小さな公園では、あまり防災上の役割を果たせない。</li> </ul>  | 必要とする公園の規模は、地域の実情により、それぞれ異なることから、必要性、代替性、実現性の評価を踏まえ、地域の方々と合意形成を図りながら、見直しを進めてまいります。               |
|     | 6    | <p>③ 既存の小さな街区公園も一度見直しをしてみてもどうか。<br/>上記の理由（意見5）の他に、既存の公園をいくつか見渡してみると、ポツンと遊具が置かれているだけで、いつも利用者がいない。町内会活動の衰退も一因であると思うが、雑草が生い茂って荒れ果てた印象のため、ますます足が遠のく公園が多いのが現状ではないか。この際に既存の街区公園もその必要性を再度見直し、思い切って廃止の方向にもっていったらいいと思う。</p>   | 本ガイドラインは長期未着手の都市計画公園を対象としていることから、既存の公園の見直しについては、今後の参考とさせていただきます。                                 |
|     | 7    | <p>④ 一部未着手の近隣公園等（例 広面近隣公園等）は、なるべく早く着手して利便性を高めてもらえればありがたい。<br/>広面近隣公園は時々利用しているが、遊具が木陰に配置されているので子供たちが遊ぶのに真夏でも安心であるし、水路や小山、広場、東屋など変化に富んでいて遊びの種類も多くできる、素晴らしい公園だと常々思っている。一部未着手の部分の計画がどういものかわからないが、数台置ける駐車場があれば尚便利だと思うし、東屋ももう少し多ければ一休みするのにありがたいと思うので、ぜひ一考をお願いしたい。</p>  | 個別の公園整備に関するご意見は、担当課へお伝えいたします。<br>なお、ガイドライン策定後、見直し対象となる一部未着手の都市計画公園については、ガイドラインに基づき、見直しを進めてまいります。 |
|     | 8    | <p>以上4点意見を述べましたが、なるべく早く作業に取り組み、無駄を排し、その分を現状の公園の維持管理に有効に使っていただきたいと、資料を読んであらためて思いました。よろしく申し上げます。またこの度の資料で、公園の種類やその目的等知らないことがたくさん有ることがわかり、興味深く拝見しました。ありがとうございました。</p>   | 賛同いただけるご意見として承りました。  |

| 提出者 | 意見番号 | 意見の要旨   | 市の考え・対応  |
|-----|------|---|--|
| 5   | 9    | <p>“都市計画公園”は長期ビジョンに基づいて計画立案されたものと思っているが現実的に未着手となっている公園が思いのほか多くある事におどろいている。世の中の情勢が変わる早さもあると思うが、「緑化重点地区内」「火災危険区域内」については、予算面、又、維持管理内で予想以上に経費を要するものと察しられるが必要不可欠なものだと思う。</p> <p>まだ空地があるうちに確実に確保しておき、整備してほしいと思います。後日、あればよかったと思に残すことのないようにと、未熟な頭で思います。</p>   | <p>緑化重点地区および火災危険区域については、必要性を評価する項目として設定しており、見直し対象公園がこれらの地区内に計画されている場合は、加點評価することとしております。なお、加點により必要性が高いと評価された公園については、代替性や実現性も含め総合的に評価し、見直しを進めてまいります。</p> |
| 6   | 10   | <ul style="list-style-type: none"> <li>公園・緑地の多くは基本的に周辺住民や学童が集まりやすい場所が選ばれているはずですが、いつも閑散とし、有効的に利用されている様には見えない。</li> <li>少子化、住民の高齢化、空き家、コミュニティの希薄等が要因となっていると推察。</li> <li>一方で、新興住宅地エリアでの若奥様の公園デビューや、ペットを飼う世帯が多い地域の散歩緑地や公園は全て不要とは思えません。</li> <li>住宅地区においては見直し対象となっている公園の誘致世帯数、人数、平均年齢などに基づき、創出、選択、抜粋すれば数を減らせると思います。</li> </ul> | <p>見直しにあたっては、地域の実情を考慮し、見直しの判断をまとめたカルテを作成した後、意見募集（パブリックコメント）の実施や説明会の開催等により、地域の方々と合意形成を図りながら、見直しを進めてまいります。</p>   |
|     | 11   | <ul style="list-style-type: none"> <li>大きい公園・緑地は、多くの人の記憶に残っており、イベントなどに今後も活用されるので、小さな公園を廃止しても、大きい公園は維持していただきたいです。</li> </ul>   | <p>本ガイドラインによる見直し対象公園は、近隣の住民の利用に供する住区基幹公園のうち、長期未着手となっている都市計画公園となります。総合公園、運動公園、広域公園等の大きい公園については、個別に勘案すべき事情が多いことから、本ガイドラインの対象外としております。</p>                |
| 7   | 12   | <p>市民がイメージしやすいように公園の種別ごとに具体的な公園名称を記されたい。</p>  | <p>ご意見の内容を踏まえ、本編2ページから4ページに掲載している「都市計画公園・緑地等の種別」の表に、代表的な秋田都市計画公園の名称を追記いたします。</p>   |
|     | 13   | <p>都市計画公園見直しの必要性（地権者に対する土地利用制限の問題と国の技術的助言である都市計画運用指針の改正）は分かったが、では秋田市としての改善、改革策は結論としてどうあるべきかのシナリオが本ガイドラインでは全体的に触れられておらず見えない。もっと決論、決断的に、都市計画決定当時の必要性が大きく変化したのなら『「存続」「変更」「廃止」の評価』をつけ、もっと結論をもって事に前進すべきと思料する。</p> <p>⇒不要な公園の予定地は地権者または国の国庫へ返却すべし。必要な公園は行政代執行の権限を行使すべし。</p> <p>※所有者不明な土地の大清掃を行う事を希望する。明日の発展のために有効利用せよ。</p>      | <p>本ガイドラインは、長期未着手の都市計画公園の見直しを円滑に進めるため、本市の基本的な見直しの考え方を示すものです。ガイドライン策定後、ガイドラインに基づき、種々の調査・検討を行い、見直しの方針をお示ししてまいります。</p>                                    |
|     | 14   | <p>千秋公園の堀に遊歩道を設け、更に東屋を設置して鑑賞する件は賛成です。ハスと国学館高校のつつじ土手は風流な事でしょう。ひとつ俳句でもひねろうかと自身、下手ながら思う所存です。</p>   | <p>個別の公園整備に関するご意見は、担当課へお伝えいたします。</p>   |
| 8   | 15   | <p>ガイドラインの通りで問題ないと思われまます。とても参考になりました。</p>   | <p>賛同いただけるご意見として承りました。</p>   |